

最近の裁判例から (12) – 代表者の名義貸し –

原野商法を行った会社の代表者として、名義を貸した者に対する不法行為の賠償責任が認められた事例

(さいたま地判 平31・2・15 ウエストロー・ジャパン) 亀田 昌彦

原野商法の被害者が、不法行為を行った会社の代表取締役として、名義を貸した者に対し損害賠償を求めた事案において、被害者が詐取された金員及び弁護士費用相当額が認められた事例（さいたま地裁 平成31年2月15日判決 一部認容 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

平成29年11月初旬頃、高齢者であるXは、自身が所有する山林（本件土地）の購入をa社から申し込まれ、同月9日付で、a社との間で、代金を1,002万円、支払期限を平成30年2月28日とする売買契約を締結した。

しかし、Xはその後、a社の従業員から、売買の手続費用や節税対策の名目で、次々と金員の交付を求められ、3回にわたり合計436万円をa社に詐取された。

Xは、a社の代表取締役として登記されていたYに対し、

(1) Yが名目的な代表取締役であったとしても、Yは就任承諾書を作成してa社の代表取締役となることを明示的に承諾しており、Yには過失による幫助の不法行為責任がある。

(2) Yはa社の代表取締役の就任を承諾していた以上、事業執行について監督義務を負い、その懈怠により会社法429条1項の責任を負う。

と主張して、交付した金員と本件土地の売買代金等の合計1,518万8,000円を請求した。

これに対し、Yは、

(1) b企画と称する会社に就職面接に赴き、同所にいたBやCと名乗る者に対し、身分確認書類のつもりで印鑑登録証明書や住民票を渡し、何らかの書類に署名した。

(2) その後、Yは、Cの指示で軽作業を行い日当の支払を受けるなどしていたが、その幾度目かの際に、Bから「名義だけ会社の社長になってもらうから」などと言われた。

(3) 本件の取引に一切関与しておらず、a社なる会社の存在も知らなかったのであり、代表取締役への就任を承諾したことはない。

(4) b企画のBらに印鑑登録証明書や住民票を渡してしまったにすぎず、b企画とa社との関係も全くの不明であって、これのみをもって、a社による本件のような詐欺を予見し得たとはいえない。

(5) 代表取締役として登記されてはいるものの、これは不実の登記であるから、会社法429条1項の役員には該当せず、代表取締役への就任登記を承諾したこともないから、会社法908条2項の類推適用はない。

と、主張した。

2 判決の要旨

裁判所は次の通り判示し、Xの請求のうちa社に詐取された金員及び弁護士費用相当額を認めた。

(Yの不法行為責任)

(1) Yはa社の代表取締役として登記されて

おり、Yは、印鑑登録証明書や住民票を提供し、何らかの書類を作成したことがあり、代表者としてYの名義を使用する旨を告げられたこともあったというのであって、Yは、a社の代表取締役役に就任することを承諾していたものと推認するのが相当である。

また、a社は、平成29年7月に商号を変更し、目的も従前とは全く異なる不動産取引に変更しているものであり、これは、実態のない法人を利用して本件のような詐欺に及ぶことを企図したものと考えられ、そうであれば、これと同日となるYの代表取締役役への就任は、こうした計画的な犯罪行為の前提としての役割を果たしたものであるというほかになく、Yのa社の代表取締役役への就任の承諾は、少なくともa社の不法行為の幫助に当たると認めるのが相当である。

(2) Yは、

① a社の代表取締役となることを承諾したことはなく、印鑑登録証明書や住民票についても、就職面接の際の資料として提供したにすぎない。

② Yは印鑑登録証明書と住民票をb企画に交付しただけであり、b企画とa社との関係も明らかでないから、a社の不法行為への予見可能性がない。

などと主張する。

しかし、上記①については、前記のとおり認定するのが相当であり、就職面接の際の資料として提供したにすぎない旨をいう点についても、その主張は必ずしも具体的なものとはいえず、これを裏付けるべき証拠もない。

なお、代表取締役の就任承諾書については、Yがその実印を押印して作成したと考えられるが、仮に、そうではなく、Yが実印までも提供してこれが利用されたの

であれば、印鑑登録証明に加えて実印までも提供することそれ自体が重大な過失といふべきである。

上記②についても、Yがa社の代表取締役役への就任を承諾していたと認められる以上、その前提を欠く。

(3) Yのその余の主張を考慮したとしても、以上の認定判断を左右するには足りず、Yは、a社との共同不法行為に基づき、Xの損害を賠償すべき義務を負う。

(Xの損害)

Xが合計436万円をa社に詐取されたことは、証拠等によって認められる。

他方、Xは、本件土地を詐取され、その評価額は1,002万円である旨を主張するものの、本件土地は地積198㎡の山林であって、その所在地からしても、取引価額を想定し得ない実質的には無価値な土地と考えられる。

そうすると、Xの損害は上記436万円となる。

3 まとめ

本件は、原野商法詐欺を行った会社の代表取締役として名義を貸した者への損害賠償請求が認められた事案である。

いわゆる原野商法の二次被害は、件数・被害額とも近年増加傾向にあり、宅建業者及び宅建士としては、万が一にも詐欺行為に加担することのないよう十分留意する必要がある。

本件と同様に、原野商法詐欺を行なう者に名義貸しを行った者の賠償責任を認めた事例として、例えば、専任の宅建士の事例（東京地裁 平30・3・27）、会社の名義貸の事例（東京地裁 平29・3・28）がある。

（調査研究部調査役）